

新春白部

発行
日本共産党
春日部市委員会
春日部市粕壁東
6丁目7-12
電話 748-5159
FAX 748-5179

医療、介護、障害者福祉等切実な声を届けて

2024年自治体要請キャラバンを実施

7月10日(水) 春日部社会
保障をよくする会は、埼玉県
社会保障推進協議会と共に、
自治体要請キャラバンを行い
ました。27人が参加しました。
シティーセールス広報課の
務の課長等が参加しました。

主な要望項目

- ① 県が決めた「第3期国保運営方針」の見直しを
- ② 国保税の子どもの均等割の免除、または多子世帯への免除を
- ③ 障害者が安心して、医療センターで医療が受けられるように
- ④ 第9期介護保険料の引き下げを
- ⑤ 加齢性難聴者の補聴器購入補助制度の早期実施を
- ⑥ 免許返納者等の交通手段の確保を
- ⑦ 福祉避難所との情報共有や協議の場を
- ⑧ 小中学校、保育園、幼稚園の給食費を無償に
- ⑨ 学童保育支援員を確保し、処遇の改善を
- ⑩ 国は「生活保護の申請は国民の権利」と明示。市民に周知を

大幅値上げを招く、第3期国保方針の見直しを

県の社会保障推進協議会を
代表し、春日部年金者組合の
矢部氏から「春日部市として
民間委託が進んでいることが
気になっていきます。今日は市
民の生の声をしっかり聞いて
いただきたい。」と挨拶があ
りました。

以下、みなさんからの切実
な声を紹介します。

〈国保税〉

第3期方針のまま、準統一に
進むと、所得300万円の家



切実な声を届ける参加者

族が年間10万円を超える値上
げです。ますます払えなくなっ
てしまいます。市として見直
しを県に訴えてほしい。

〈障害者医療〉

肺炎で医療センターを受診し
た障害者が、行動障害等を理
由に入院できませんでした。
誰もが安心して医療を受けら
れる医療センターに

〈補聴器購入補助〉

補助実施は、全国で2021
年36自治体が今年度270自
治体となっています。請願も
採択されています。早急の実
施を

〈学校給食費の無償化〉

子ども食堂でおいしそうに食
べる子どもたちを見ていると、
経済的心配をせずに給食を食
べてほしいと願います。ぜひ、
実現を

〈高齢者の移動手段の確保〉

県内19自治体がドアTOドアの
デマンド交通を実施し近隣の
白岡や久喜が実施しています。

〈生活相談は日本共産党へ〉

並木としえ 737-4576 大野とし子 746-6136 今尾やすのり 761-3676 木下みえ子 734-4677

日本共産党市議団ホームページ <https://www.jcp-kasukabe.jp/>



放課後児童クラブ住民訴訟

「原告の請求棄却」の一審判決

2021年6月に、春日部市は放課後児童クラブの事業を委託している事業者に対して過大な委託料を支払っているとして、児童クラブの保護者や市民ら12名が市に対して19年と20年の2年間で3496万円を事業者に対して請求するよう市に求める住民訴訟を埼玉地裁に起こしました。

今年5月30日、「1、原告らの請求を棄却する。2、訴訟費用は原告らの負担とする」という1審判決が出されました。

2019年から民間事業者に丸投げ

放課後児童クラブの運営

は、春日部市が学校ごとに児童クラブを整備して以来、福祉公社から社会福祉協議会に委託先が変わりましたが、一貫して「公的な」事業者が運営してきました。

2019年から民間事業者を含めた公募によって事業者を決めることになりました。社会福祉協議会は「市が提示した金額では支援員が確保できない」と撤退を表明し、2019年から2023年までの5年間、市内すべての放課後児童クラブの運営が(株)トライグループに委託されました。

直後からたびたび支援員欠員の指摘

トライグループに委託された直後から常勤支援員の不足、欠員をめぐって

19年6月「放課後児童クラブ常勤支援員の欠員に関する抗議文」
20年5月「常勤支援員措置求め住民監査請求」
21年3月 2度目の住民監査請求

と、父母や関係者から繰り返し指摘されてきました。

しかし当初、市は「常勤」という規定が明確でない」などと、論点をすり替えてトライグループとの協議で、1日3時間30分以上、週5日以上勤務する者が「常勤」などと常識的には通用しない規定で「常勤支援員は確保できている」と強弁してきました。

常勤支援員の専門性と役割、複数配置の必要性

今回の住民訴訟の1審判決は「請求棄却」でしたが、争点の一つになった「常勤支援員の確保義務」については「常勤支援員を確保することは義務であり、基本協定上の常勤支援員確保義務に違反したといえる」という評価がおこなわれました。

埼玉県ガイドラインでは「常勤支援員とは開設時間のすべてを勤務する者」とされており、3時間30分勤務で常勤」という規定が通用しないことが明らかになりました。

常勤は不足していたが非常勤や補助員で所定の水準は維持できた。トライに落ち度はなく市に損害賠償請求の理由はない。というのが請求棄却の理由です。

「常勤支援員」の専門性・役割・複数配置の必要性について、控訴審で明らかにしていく必要があります。

14日付1面平和行進についての記事、発言した団体のうち「原水協」は「被爆者団体協議会」の誤りでした。訂正しお詫びします。



市立医療センター TEL735-1261(夜間毎日、土・日・祝日)内・外科系 小児救急電話相談 #7119
7/21(日) 菊池内科医院(内科系)大場923TEL735-0311 関根医院(小児科系)新宿新田226
TEL746-7211 原田皮膚科医院(外科系)大倉307-28TEL746-7770
7/28(日) 内田医院(内科系)上吉妻164TEL748-00704 久野医院(小児科系)六軒町204
TEL737-1234 武里外科・脳神経外科(外科系)大畑241-2TEL736-7516